

## 第2回世羅町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年2月25日(火) 13時30分から

2. 開催場所 世羅町役場 南館3階 会議室2

3. 出席委員 14人

会長 1番 内海 武博

会長職務代理者 2番 作田 博 3番 折元 文則

4番 日南田貴美 5番 宮丸 和也 6番 安井 弘之

7番 鈴木 義昭 8番 石井 裕士 9番 島津 健治

10番 上野 悟 11番 桜井 陽子 12番 得納 逸二

13番 立石 浩一 14番 兼国 幸秀

農地利用最適化推進委員

4. 欠席委員 なし

5. 議事録署名委員の指名 2番 作田 博 3番 折元 文則

6. 議事日程

### 第1 付議事項

議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請について(7件21筆)

議案第7号 農地法第4条の規定による許可申請について(1件2筆)

議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請について(2件2筆)

議案第9号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地  
利用集積計画について(利用権設定)

議案第10号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項及び農地中間管理事業  
の推進に関する法律第19条の2の規定による農用地利用集積  
計画について(一括方式)

議案第11号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定によ  
る農用地利用集積等促進計画について

議案第12号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定によ  
る農用地利用集積等促進計画について(権利の移転)

議案第13号 世羅町地域計画に対する意見聴取について

### 第2 協議事項

(1) 令和7年度 農業委員会活動計画(案)について

(2) 令和7年度 農作業標準料金(案)について

### 第3 報告事項

(1) 農地法第18条第6項の規定による通知について

(2) 農地法第3条の規定による許可申請の取消しについて(1件3筆)

(3) 農地法第3条の3の規定による届出書について

(4) 非農地証明申請について(7件8筆)

(5) 農業相談について

### 第4 連絡事項

(1) 今後の日程

7. 出席農業委員会事務局職員 係長 城西隆志・主査 鶴田知子
8. 委員・事務局職員以外の出席者 産業振興課産業振興係 年宗 誠
9. 傍聴者 なし
10. 会議内容（議長1番 内海 武博）

（開会13時26分）

事務局 はい、ではすみません。定刻より少し早いのですが、皆さんお揃いという事なので、農業委員会の総会の方、開会いたします。注意事項といたしまして、総会中は携帯電話の電源を切るか、マナーモードにしてください。また、総会中、席を立たれるときは、議長の了解を得て退席をしてください。では会長、挨拶をお願いします。

会長 （会長挨拶：省略）

議長 それでは第2回の農業委員会総会を開会いたします。現在の在任委員は14人、本日の出席委員は14人です。世羅町農業委員会会議規則第6条の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので、総会は成立いたします。本日の総会の議事録署名者は、2番作田 博委員さん・3番折元 文則委員さんをお願いいたします。

（報告事項）

議長 付議事項に入る前に、他の権利設定等の関係から、報告事項（1）「農地法第18条第6項の規定による通知について」および報告事項（2）「農地法第3条の規定による許可申請の取消しについて」（1件3筆）事務局の報告を求めます。

事務局 報告事項（1）「農地法第18条第6項の規定による通知について」 50件

事務局 報告事項（2）「農地法第3条の規定による許可申請の取消しについて」

（報告事項（2）「農地法第3条の規定による許可申請の取消しについて」の内容）

| 譲受人   | 譲渡人等                                                                          | 理 由<br>(受・渡人)                                                                      | 地積   | 取消理由                | 備考                                    |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|------|---------------------|---------------------------------------|
| ■■■■■ | ■■■■■<br>■■■■■<br>■■■■■<br>■■■■■<br>■■■■■<br>■■■■■<br>■■■■■<br>■■■■■<br>■■■■■ | (渡)相続により<br>農地を取得予定<br>だが、譲受人より<br>農地を取得した<br>いと依頼があっ<br>たため<br>(受)経営規模を<br>拡大するため | 879㎡ | 申請誤りのため<br>(訴訟状の錯誤) | 令和6年6月25日開催<br>第6回総会<br>議案第28号審議結果 許可 |

(付議事項)

議長

次に、付議事項に入りますが、推進委員は 1 名のみ入室していただき、事務局からの説明及び推進委員からの報告を受け、案件ごとに質疑応答まで行いたいと思います。質問やご意見がある委員は、マイクのスイッチを入れて、委員番号・名前を述べていただき、議長より指名を受けておこなってください。また、報告が終わられた推進委員は、お帰りいただく事としますので、よろしくお願いします。

(議案第 6 号)

議長

それでは、議案第 6 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」7 件 21 筆を議題といたします。

議長

報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。

(推進委員入室)

議長

それでは事務局の説明を求めます。

事務局

はい、それでは議案集 1 ページをご覧ください。議案第 6 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」です。(以下議案集により朗読説明)

(議案第 6 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の内容)

| 譲受人   | 譲渡人                                                | 理由(渡・受人)                                                            | 現地調査委員          | 地積                   |
|-------|----------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|-----------------|----------------------|
| ■■■■■ | ■■■■■                                              | (渡) 遠方に居住しており、耕作が困難であるため<br>(受) 既存経営地の隣接地であり耕作に便利のため                | 藤高<br>勝見<br>黒木啓 | 2,540 m <sup>2</sup> |
| ■■■■■ | ■■■■■                                              | (渡) 遠方に居住しており、耕作が困難なため<br>(受) 規模を拡大したいと考えていたところ、既存経営地の近傍にあり耕作に便利のため | 行吉<br>勝見<br>黒木啓 | 2,438 m <sup>2</sup> |
| ■■■■■ | ■■■■■                                              | (渡) 譲受人からの依頼もあり、後継者もいないため<br>(受) 自宅の隣接地であり耕作に便利のため                  | 松田<br>堀田<br>小池要 | 3,295 m <sup>2</sup> |
| ■■■■■ | ■■■■■<br>■■■■■<br>■■■■■<br>■■■■■<br>■■■■■<br>■■■■■ | (渡) 相続により農地を取得したが、譲受人より農地を取得したいと依頼があったため<br>(受) 経営規模を拡大するため         | 松田<br>堀田<br>小池要 | 879 m <sup>2</sup>   |
| ■■■■■ | ■■■■■                                              | (渡) 高齢で耕作困難となり、農業後継者もいないため<br>(受) 既存経営地の隣接地であり耕作に便利のため              | 堀田<br>松田<br>小池要 | 1,383 m <sup>2</sup> |

|  |  |                                                                 |                 |                       |
|--|--|-----------------------------------------------------------------|-----------------|-----------------------|
|  |  | (渡) 譲受人所有地との境界調査において、譲受人の土地だったため<br>(受) 既存経営地の隣接地であり一体として経営するため | 真野<br>鍛冶谷<br>梅田 | 45 m <sup>2</sup>     |
|  |  | (渡) 遠方に居住しており、耕作が困難なため<br>(受) 農地を取得して新規に経営するため、また、居住地から近いので購入する | 山口<br>後藤<br>下原  | 16,839 m <sup>2</sup> |

事務局 (議案集により 1 件目について朗読説明。)

議長 はい、1 件目について藤高委員より報告をお願いします。

藤高委員 はい、報告します。2 月 23 日 11 時過ぎにですね、現地確認委員として私、勝見委員、黒木委員で、3 名で現地確認を行いました。申請地については 3 筆ありまして、それぞれ、草刈管理をですね、されておりました。耕作の方は遠くへいらっしゃるんで、されてなかったんですけども、今回、借り受けされる方がご親戚という事で、自分の土地の隣地という事でですね、長年草刈り管理をされてですね、一定程度、親戚という事で、野菜を若干植えておられるような状況に見受けて、3 名で確認しております。以上です。

議長 はい。ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい。質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。  
(推進委員退室)

議長 次の件の報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。

(推進委員入室)

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 (議案集により 2 件目について朗読説明。)

議長 はい。2 件目について行吉委員さんより報告をお願いします。

行吉委員 はい。それでは報告いたします。推進委員行吉が、■■■■さんの件について、報告申し上げます。2 月 23 日午前 9 時より、黒木委員、勝見委員の 3 名で現地確認を行いました。場所は、■■■■号線を■■■■の方へ向かって、■■■■の交差点を右に 30m 位行って、左に 30m 入った、川の向こう側になります。現在も■■■■さんが、耕作されています。多分、これもう 10 年くらい■■■■さんが耕作されていると思います。現地確認の時にきれいに草刈もされて管理されています。■■■■さんは、■■■■■■■■■■なんですけど、家が現地より 50m 位奥に入って左側に家が、■■■■さんの家が、旧宅ですがあります。農繁期にはこっちへ泊ったりして作業されています。今後、稲作を継続してされるという事で、3 人の意見では問題ないという事でした。審議の程、よろしくお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。

(推進委員退室)

議長 次の件の報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。

(推進委員入室)

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 (3件目・4件目については調査委員が同じであるため、議案集により3件目・4件目について併せて朗読説明。) 4件目については、参考資料で、併せて追加で23ページをご覧くださいと思いますが、今後のブドウ栽培の関係について、提出していただいたものを添付させていただいております。内容につきましては、役員会等の方で、協議をさせていただいて、こういった状況で今後営農されるという事で確認の方させていただいております。以上です。

議長 はい、3件目・4件目について松田委員さんより報告をお願いします。

松田委員 はい、3件目につきまして、2月16日9時45分ごろに現地調査委員、堀田委員、小池要治委員、松田の3名で現地を確認しました。申請地については水稻ほか、野菜が作付けされておりました。その他気になる事はありません、以上確認した事を報告します。続いて4件目についてですけれども、4件目、2月16日9時30分頃、現地調査委員、堀田委員、小池要治委員、松田の3名で現地を確認しました。申請地についてはブドウが作付けされておりました。その他特に気になる点はありません。以上確認した事を報告します。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 はい、6番委員。

6番 6番安井です。これは、最初の方は池があるんですか。池ですか田圃ですか。

事務局 はい、住宅地図上には池があるんですが、現地には池はございません。

松田委員 田圃と畑ですね。

事務局 すみません。13ページの住宅地図であれば池のようにはなっているんですが、現状は畑になっております。

6番 そうですか。はい。分かりました。ありがとうございました。

議長 ほかにはありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。

(推進委員退室)

議長 次の件の報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。

(推進委員入室)

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 (議案集により5件目について朗読説明。)

議長 はい、5件目について堀田委員さんより報告をお願いします。

堀田委員 はい、失礼します。令和7年2月16日の午前中、松田委員、小池要治委員、私の3名で現地の確認をいたしました。現地は、■■■■の大規模の圃場整備をしておりますけども、その川向うにあたりまして、■■■■と■■■■の丁度隣接する地域で、地図にもございますように、丸い山が丁度、■■■■と■■■■の間にありますが、その

縁についておる、■■■■番地でございます。昨年のパトロールの時には、この圃場は水稻の作付は無かったように記憶しておりますが、農地としての草刈等は管理されておったと記憶をいたしております。今回の調査でも通常の農地の状態に管理しておられました。今回の取得農地は、農道の反対側、25 ページの写真にございます、■■番地、■■番地、■■番地は、今回、譲受をされる■■さんが耕作をしておられるところでございますから、これに丁度、隣接しておる所です。高齢で耕作困難な■■さんの農地を取得して、経営規模を拡大されることは、望ましい事であると思いました。以上でございます。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。  
(推進委員退室)

議長 次の件の報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。

(推進委員入室)

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 (議案集により 6 件目について朗読説明。)

議長 はい、6 件目について真野委員さんより報告をお願いします。

真野委員 はい、それでは、2 月 13 日 10 時から、鍛冶谷委員さんと梅田委員さんとで立ち会って現地調査をしております。写真を見ていただくと、30 ページ、細長く、平米数は少ないですけど、45 m<sup>2</sup>という事で、元々は、国調で、赤線か何かがあったところだと思うんですけど、それから、河川改修に伴って、そこも処理されたんだと思うんですけど、1 m 間隔で川の方に向かって赤線があったのを、処理されているという状況です。

議長 以上ですか。

真野委員 はい。以上です。

議長 はい。ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい。質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。  
(推進委員退室)

議長 次の件の報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。

(推進委員入室)

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 (議案集により 7 件目について朗読説明。)

議長 はい、7 件目について山口委員さんより報告をお願いします。

山口委員 はい、2 月 15 日土曜日なんですが、夕方の 5 時から、後藤委員、下原委員と現地の確認を行いました。9 枚あるんですけども、昨年、水稻が植えられた圃場については、全て荒起しがされていまして、それ以外の圃場についても草刈等がされており、適正に管理されておりましたので、それ以外、特に問題になる点は無か

ったように思います。以上です。

議長 ありがとうございます。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。

(推進委員退室)

議長 それでは、採決いたします。それぞれ申請通り許可するものとして取り扱う事に賛成の方は、挙手をお願いします。(全員挙手)

議長 はい、全員挙手により、申請どおり許可するものとして取り扱います。ありがとうございました。

(議案第7号)

議長 続きまして、議案第7号「農地法第4条の規定による許可申請について」1件2筆を議題といたします。

議長 報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。(推進委員入室)

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案集38ページをご覧ください。議案第7号「農地法第4条の規定による許可申請について」です。(以下議案集により朗読説明)

(議案第7号「農地法第4条の規定による許可申請について」の内容)

| 申請人   | 台帳地目等       | 転用目的等                  | 現地調査委員          | 現況：種別等                                                       |
|-------|-------------|------------------------|-----------------|--------------------------------------------------------------|
| ■■■■■ | 田2筆<br>255㎡ | 農業用施設用地<br><br>(始末書提出) | 黒木啓<br>勝見<br>藤高 | 現況：宅地<br>第1種農地<br>農用地区域<br>用途区分変更<br>(令和6年5月20日)<br>法第12条公告日 |

事務局 (議案集により1件目について朗読説明。)

議長 はい。1件目について黒木啓之委員さんより報告をお願いします。

黒木啓委員 はい。2月23日に勝見委員、藤高委員と現地の確認を行っております。先程もありました様に、全部で3筆の農地の上に、資材置場であるとか、倉庫が建ってるんですが、すでに施設が建っておって、ずっと施設が使われておりますんで、確認した結果、しょうがないなという事で、確認を終えております。以上です。

議長 はい。ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員からの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい。質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。

(推進委員退室)

議長 それでは、採決いたします。申請通り許可するものとして取り扱う事に賛成の方は、挙手をお願いします。(全員挙手)

議長 はい。全員挙手により、申請どおり許可するものとして取り扱います。また、こ

の案件は、広島県農業会議へ意見聴取いたします。ありがとうございました。

(議案第8号)

議長 続きまして、議案第8号「農地法第5条の規定による許可申請について」2件2筆を議題とします。

議長 報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。(推進委員入室)

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案集47ページをご覧ください。議案第8号「農地法第5条の規定による許可申請について」です。(以下議案集により朗読説明)

(議案第8号「農地法第5条の規定による許可申請について」の内容)

| 譲受人                | 譲渡人   | 台帳地目等       | 転用目的等           | 現地調査委員          | 備考             |
|--------------------|-------|-------------|-----------------|-----------------|----------------|
| ■■■■■<br>(所有権移転)   | ■■■■■ | 田1筆<br>394㎡ | 自己住宅            | 勝見<br>黒木啓<br>藤高 | 第3種農地<br>農振地域外 |
| ■■■■■<br>(使用貸借権設定) | ■■■■■ | 田1筆<br>305㎡ | 自己住宅<br>(始末書提出) | 堀田<br>松田<br>小池要 | 第3種農地<br>農振地域外 |

事務局 (議案集により1件目について朗読説明。)

議長 はい。1件目について勝見委員より報告をお願いします。

勝見委員 はい。私と、黒木委員と、藤高委員の3人で2月23日の朝10時頃に現地を確認いたしました。特に用水等については問題ございません。以上です。

議長 はい。ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい。質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。(推進委員退室)

議長 次の件の報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。(推進委員入室)

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 (議案集により2件目について朗読説明。)

議長 はい、2件目について堀田委員より報告をお願いします。

堀田委員 はい、失礼します。報告いたします。申請者■■■■■さんが、後継者の住宅を建設するため、農地法第5条による使用貸借権による、農地転用申請が提出されたものでございます。令和7年2月16日午前、松田委員、小池要治委員、私、堀田で現地確認を行いました。当該地は、先ほど事務局からの説明もありましたけど、■■■■■さんの庭先に位置し、当該地■■■■■番地は、敷地内に果樹の植栽もあり、パトロールでは、私、農地と見ていたと思いますけど、一部に庭木もあったという事で、今回、始末書が提出されている次第でございます。確認の状況ですが、土地造成は大規模なものではなく、現状から20cm程度の盛土をして、ブロック擁壁より土砂の流出と言うのはありません。周辺の農地への影響は特に考えられません。西側も北側も■■■■■さんの土地でございますし、南側は隣家でありますけども、駐車場に

なっております。用水は公共上水道を使用されるとの事でございます。雨水は排水路へ放流し、生活排水は合併浄化槽を設置して排水路へ放流となっております。以上の通り確認いたしました。なお、農業委員会の聞き取り調査票にも記載されております通り、当該地域は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地として、第3種農地に該当し、農地転用は原則許可されるものと認識いたしております。今回、後継者と隣接して生活することにより、農作業面への協力が期待されます。また、昨年、■■■■さんのすぐ裏側の■■■■さんの圃場が、大型農家が撤退されるというふうな事になりまして、遊休農地化するのを心配いたしておりましたが、■■■■さんがこれを利用権設定して、積極的に経営規模の拡大を図っておられます。以上報告を終わります。

議長 はい。ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい。質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。

(推進委員退室)

議長 それでは、採決いたします。申請通り許可するものとして取り扱う事に賛成の方は、挙手をお願いします。(全員挙手)

議長 はい。全員挙手により、申請どおり許可するものとして取り扱います。ありがとうございました。

(議案第9号)

議長 続きまして、議案第9号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について(利用権設定)」を議題といたします。

この議案は、世羅町長より諮問されており、農業委員会の意見を求められております。それでは、世羅町産業振興課より説明を求めます。

産業振興課 失礼いたします。産業振興課の年宗です。それでは、別冊議案第9号「農用地利用集積計画(利用権設定)の作成について」説明をいたします。2ページをお開きください。(以下、1期間・2新規再設定・3貸借手数・4地目別について農用地利用集積計画(利用権設定)の集計を概略説明)。

甲山地区 21筆 33,437㎡ 世羅地区 30筆 33,998㎡

世羅西地区 77筆 135,320㎡ 合計 128筆 202,755㎡

議長 はい。産業振興課からの説明が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 原案が適当であると答申するものとして取り扱いますがよろしいでしょうか。

議長 それでは採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)

議長 はい、全員挙手により、原案が適当であると世羅町長に答申するものとして取り扱います。ありがとうございました。

(議案第10号)

議長 続きまして、議案第10号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2の規定による農用地利用集積計画について(一括方式)」を議題といたします。

この議案は、世羅町長より諮問されており、農業委員会の意見を求められております。それでは世羅町産業振興課より説明を求めます。

産業振興課 それでは別冊議案第 10 号「農用地利用集積計画（一括方式）の作成について」農地中間管理機構を通した契約の集積になります。それでは、2 ページをお開きください。（以下、1 期間・2 新規再設定・3 貸借手数・4 地目別について農用地利用集積計画（一括方式）の集計を概略説明）。

甲山地区 45 筆 37,357 m<sup>2</sup> 世羅地区 24 筆 46,968 m<sup>2</sup>  
世羅西地区 7 筆 23,137 m<sup>2</sup> 合 計 76 筆 107,462 m<sup>2</sup>

議長 はい。産業振興課からの説明が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい。原案が適当であると答申するものとして取り扱いますが、よろしいでしょうか。

議長 それでは採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。（全員挙手）

議長 はい。全員挙手により、原案が適当であると世羅町長に答申するものとして取り扱います。ありがとうございました。

（議案第 11 号）

議長 続きまして議案第 11 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積等促進計画について」を議題といたします。

この議案は、世羅町長より諮問されており、農業委員会の意見を求められております。それでは世羅町産業振興課より説明を求めます。

産業振興課 それでは、別冊議案第 11 号「農用地利用集積等促進計画の作成について」ご説明いたします。本件は中間管理機構の遊休農地解消緊急対策事業にて、中間管理機構へ貸し付けておられる農地につきまして、事業が完了した事による、借り受け者への転貸となるため、農業委員会の意見聴取を行うものでございます。

2 ページをお開きください。（以下、1 期間・2 新規再設定・3 貸借手数・4 地目別について農用地利用集積等促進計画の作成の集計を概略説明）。

世羅地区 3 筆 3,047 m<sup>2</sup> 合 計 3 筆 3,047 m<sup>2</sup>

議長 はい。産業振興課からの説明が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい。原案が適当であると答申するものとして取り扱いますが、よろしいでしょうか。

議長 それでは採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。（全員挙手）

議長 はい。全員挙手により、原案が適当であると世羅町長に答申するものとして取り扱います。ありがとうございました。

（議案第 12 号）

議長 続きまして議案第 12 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積等促進計画について（権利の移転）」を議題といたします。

この議案は、世羅町長より諮問されており、農業委員会の意見を求められており

ます。それでは世羅町産業振興課より説明を求めます。

産業振興課 それでは、別冊議案第 12 号「農用地利用集積等促進計画（権利の移転関係）の作成について」ご説明いたします。農地中間管理機構を通じた集積計画の内、権利の移転が生じた場合、農業委員会に意見聴取を行うものでございます。2 ページをお開きください。（以下、1 期間・2 新規再設定・3 貸借手数・4 地目別について農用地利用集積等促進計画（権利の移転関係）の集計を概略説明）。

甲山地区 29 筆 26,340㎡ 合計 29 筆 26,340㎡

議長 はい。産業振興課からの説明が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい。原案が適当であると答申するものとして取り扱いますが、よろしいでしょうか。

議長 それでは採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。（全員挙手）

議長 はい、全員挙手により、原案が適当であると世羅町長に答申するものとして取り扱います。ありがとうございました。

（議案第 13 号）

議長 続きまして議案第 13 号「世羅町地域計画に対する意見聴取について」を議題といたします。

この議案は、世羅町長より依頼されており、農業委員会の意見を求められております。それでは世羅町産業振興課より説明を求めます。

産業振興課 それでは別冊議案第 13 号「世羅町地域計画に対する意見聴取について」説明をさせていただきます。世羅町では、この地域計画を令和 7 年 3 月 31 までに公告するため、令和 6 年 5 月 1 日から令和 7 年 1 月 24 日までの間、町内 13 地区の自治センター等で、協議の場を開催してきました。この度は、この協議の場での意見を含めた地域計画案についてご意見をいただき、今後 2 週間の縦覧の後に、3 月 31 日に公告する予定としております。2 ページ以降につきましては、各地区別に地域計画及び目標地図を付けております。ひと地区ごと説明をするのが本来でございますが、要点のみご説明させていただきます。各地区の協議の場での意見につきまして、共通して出てきた意見といたしましては、後継者不足、鳥獣害の被害、保全管理の問題がございました。特出した例で言いますと、■地区、■地区につきましては、圃場整備の施設改良の可能性について意見があり、■地区では都市計画区域との関係性について、■地区では果樹栽培の将来的な展望、■地区では集落法人と新規就農者との連携等のご意見がございました。その他の意見といたしましては、新規参入された法人などから、どの農地が貸し付けされていない農地なのか明確に分かるので非常に助かるという意見もございました。目標地図につきましては、利用権の更新等により、最新のものとしております。現在は昨年 12 月 31 日まで 70 歳を超えられる方については除外をさせていただいておりますが、今後 70 歳を超えても、農地を借り受けて頑張るよという方につきましては、今後追加していく予定としております。目標地図の着色についてご説明いたしますと、担う者という形で、着色はそれぞれ、カラフルな色が付いておりますが、それ以外の黒につきましては非農地の農地、グレーで着色している部分については、

第5期の中山間の対象農地という事で着色をさせていただいております。今後の公表につきましては、今の地域計画の本文と、目標地図の方を公表する予定としておりますが、今、お手元につけている資料につきましては、個人名が書いてありますが、公表するものについては、個人名を隠したもので公表する様にしております。以上、世羅町地域計画の案件でございます。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 はい。産業振興課からの説明が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい。11番委員さん。

11番 はい。11番桜井です。見てみたら違うところがあるんですが、後で言えばいいですか。

産業振興課 はい。後で聞かせていただければ修正いたします。

議長 ほかに。はい。

(日南田委員退室 14時14分)

議長 ほかに何かありませんか。

議長 今、産業振興課年宗さんから説明がありましたように、意見を求めるのが、いつからいつまで？

産業振興課 予定では、3月の始め、3月の最初の月曜日あたりから、そこから2週間の縦覧という形で考えております。

議長 という事ですので、その間にご意見等々ありましたら、改めて産業振興課の方へ話していただければと思います。また、これは放送で案内するのかな？どうすることにしましたか？

産業振興課 まだ決めてません。

議長 帰られて、皆さん方の地域で機会があればですね、こういうふうな地域計画を作って、意見を求めるんだという事を話していただきながら、皆さん方の意見を産業振興課の方へ伝えていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長 それでは、ほかにありませんか。大丈夫ですか。

議長 はい、原案が適当であると回答するものとして取り扱いますが、よろしいでしょうか。

議長 それでは採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)

議長 はい。全員挙手により、原案が適当であると世羅町長に回答するものとして取り扱います。ただし、先ほど11番桜井委員さんから出ました意見につきましては、産業振興課の方で対処するという事を申し伝えておきます。はい。ありがとうございました。

議長 本日の議案は全てご審議いただきましたので、ここで協議事項・報告事項に移らせていただきます。併せて議長も交代いたします。折元副会長よろしくお願いいたします。

(議長交代 3番 折元文則)

(14時16分)

(協議事項)

議長 それでは協議事項(1)「令和7年度 農業委員会活動計画(案)について」事務局の説明を求めます。

事務局 協議事項(1)「令和7年度 農業委員会活動計画(案)について」説明

議長 はい、事務局の説明がおわりました。何か質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 それでは原案通りとして取り扱いますがよろしいでしょうか。

議長 採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。(挙手多数)

議長 はい、賛成多数により、案が成立しました。

議長 続きまして協議事項(2)「令和7年度 農作業標準料金(案)について」事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案集別冊協議事項(2)「令和7年度 農作業標準料金(案)について」をご確認ください。こちらの方の標準料金案でございますが、先月末に農業委員会事務局の方へそれぞれ作業標準料金案という事で、各委員さんから提出していただいたものを基に、2月上旬の役員会にて、協議の方させていただきまして、この度、7年度の標準料金(案)として挙げさせていただいております。参考に右側に令和6年度の農作業標準料金の参考資料という事で、今回付けさせていただいております。主な変更内容につきましては、昨年度よりも1割程度増額となっております。一般作業につきましては、広島県一般事務賃金が1,074円/時間という事もございましたので、その単価を1,100円という事で、100円単位に四捨五入させていただきまして、それに伴ってそれぞれの作業内容につきましても、一定程度増額という事で、変更させていただいたもので、今回、作業料金(案)とさせていただいております。以上です。

議長 はい。事務局からの説明がおわりました。何か質疑・意見はありませんか。

議長 はい。11番。

11番 11番桜井です。一般農作業が上がりましたよね。それで、一般農作業と、その下の下の機械・燃料なしの草刈り作業のところを比較してみてもらいたんですけど、今まではこの差が、草刈り作業だからといって150円プラスされていましたが、それがこの度は100円プラスになっているんですけどね、これは、値上げになっていないと思うんです。昔よりとても暑くなっているんで、200円くらいプラスしても良いんじゃないかと思います。それから、同じところなんですけど、草刈り作業のところ、燃料込み、燃料なしというところの差が、それでいくと300円になっている。前よりは上がっているんですが、それを草刈り作業、燃料なしのところにプラスしないといけないので、燃料込みの草刈り作業は、もうちょっと高くなるのではないですか。分かりました？

一番問題なのは、一般作業と草刈り作業の差が、前は150円だったのに、今は100円です。ここが下がったらだめでしょう。と思うんですが、1,200円引く100円で1,100円で、昔のは1,150円引く1,000円は150円。草刈作業費が下がってますよね。

議長 上がり幅が少ないということ？

11番 いいえ、下がっているんじゃないですか。

- 11 番 一般作業と比べているんですけど、一般作業と草刈り作業の差を見てください。
- 2 番 400 円。
- 11 番 400 円じゃなくて、燃料なしです。機械・燃料なしで作業をする。
- 2 番 350 円。
- 11 番 今回は、1,200 円引く 1,100 円。昔は 1,150 円引く 1,000 円。昔は 150 円の差だったのに、今は 100 円になっているのはおかしいよね。今は暑いから、特にもうちょっと上げた方が良くないか。200 円ぐらいたしたらどうかと。150 円から 200 円に上がると思ったら 50 円ですが、と思いました。
- 議長 6 年までは 150 円差だったのが、100 円差になっているから、もうプラス 50 円ほど、そうすると差額だけでいえば、6 年と 7 年は一緒、だからもう 50 円上げると。
- 11 番 どうですか。
- (日南田委員入室 14 時 24 分)
- 議長 標準料金です。
- 2 番 これが決定ではない。それぞれの相対での話になる。これは、基準であり、実際の料金は作業依頼するものと作業を請け負うものとで決定されるものであるから、標準料金としてはこれでやってみましょう。
- 11 番 それは分かるんですよ。分かるけど。下がったらいけないと思うんですよ。
- 2 番 そこは、当事者同士で話をしてもらって料金を決めてもらえれば。これはあくまでも目安で、決定事項ではないので。これを基準にあとは、上下させてもらったらいいので。そうしないと決まらないと思うんですよ。
- 11 番 せめて同じにしたらどうですか。今までより下がるというのが、おかしいと思うんですよ。せめて同じにすればいいと思うんです。それにしても、同じにすると 150 円足すですよ。1,250 円ですよ。1,250 円に燃料費が、今までが燃料費というのは、その差額ですよ。1,500 円と 1,200 円の差額が、今 300 円で、それを足さないといけなから、1,500 円足す 300 円で上がりますよね。
- 10 番 すみません。だから桜井さんが言われているのは、一般農作業が 100 円上がることによって、草刈り作業を 100 円とか上げるのではなく、割合でいったらもう少し上げて、案ですよ。作田さんが言われる様に、あくまでも案だからこのままでもいいと言われるかも知れませんが、農業委員会として、桜井さんが言われる様に、ちょっと低い様な、上げようにするのは如何なものかと、思われているんじゃないかと思うんです。
- 11 番 せめて、下がったらいけない。
- 10 番 そうそう、だから、これは農業委員会が多分、標準料金として、案を農業者の人に出す訳だと思うんです。ここで決定する訳でしょ？だから、いきなり基準だからこれでいいんじゃないかというのではなく、できれば、この物価高とか燃料高騰があるんで、もう少し高く設定をして、ここで皆さんに了解をもらいたい。と桜井さんは言われてるんだと思うんです。私は、話をさっきから聞いて、道理には適っていると思うんです。他の料金も上がってるんですけど、やっぱり草刈り作業が、私も色々聞くんですけど、田植えしたり、稲刈りするのもあるんですけど、草刈が一番、

田を作るにおいて負担になってる訳ですから、ここで基準を少し上げとけばいいんじゃないかと言われてるんだと、思うんですけどね。私は、だから桜井さんの意見がよくわかるし、上げて出すことに対しては別に案なんですから、問題ないと思うんですよ。皆さんどう思われるか。今の桜井さんの話しが、皆さん分かっておられるかどうか、よく分かりませんが。私は、理解はしたつもりなんですけども。

11 番            せめて、下がったらいけないと思うんですよ。

10 番            下がると言うから。

2 番            下がってはいない。

10 番            下がってはいないが、下がっているように思える。

2 番            そう言われると。おかしくなる。

11 番            草刈と一般作業の料金の差そのものが。

2 番            差ではなく。単価。

6 番            上がった割合が違うということ。

2 番            そうです。

10 番            一般作業が上がっているのに草刈作業が下がっているようになっている。  
確かに 1,150 円で 50 円しか上がっていないのは実質下がっていることと同じだと思います。一般作業で 100 円上がっているのに機械の方が 50 円しか上がっていないから不公平感があると思います。

議長            上がり幅はちょっと少ないと言うのは、確かにあろうかと思うんですが。

10 番            どうなんですか。これがきまりごとなのか。事務局どうなんですか。

事務局            ないです。この場できめていただければ。それを公表することになります。

10 番            議長がみなさんの意見を聞いてこれが適当なのか、桜井さんの意見が妥当なのかみなさんの意見をきいてもらえれば、委員会で決めるのであればみなさんの意見を聞いてもらって決めればいいんじゃないんですか。

事務局            桜井委員は、草刈作業の 1,500 円や 1,200 円をいくらとされているんですかね。どういう金額がいいと思われるのか。

11 番            機械燃料なしを 1,350 円。それプラス燃料費が 300 円なので 1,650 円。

4 番            法人の場合と個人の場合と色々あると思うんですが、法人の場合は、去年も今年も 1,700 円でやってます。機械燃料込みが。機械とかがない場合がないので 1,700 円でやっています。

10 番            あくまでこれが基準ですからね。基準を決めるのに高い基準を農業委員会としての提案ですから。

4 番            法人であろうと個人であろうと草刈作業は一緒だから 1,650 円でもいいのかなと思うんですけど。

6 番            刈ってもらう側と払う側と。難しいところよね。

12 番            実際草刈りをしてほしいというところがある？

11 番            ありますよ。

12 番            法人で預かったら、法人がする。

10 番            草刈だけ頼むひともいる。

6 番            畔塗があるが、一般農作業ではないのか。

事務局 畔塗は畔塗です。

14 番 昨年のシルバーの料金はわからないですか。

2 番 1,400 円はシルバーの料金でやってると思う。

14 番 6 年度はシルバー？

2 番 6 年度は。

議長 この料金でやられる方は少ないと思いますが、せめてこれぐらいということで案と  
いうものを出させていただいてます。もう少し高いか低いかということですが。

11 番 今、8 番委員から案があったんですが、下の機械燃料なしをなくして、上だけにし  
たらいいのではないかと。

8 番 あっさりなくして、草刈作業だけにした方がいいのではないか。

議長 草刈作業だけで、燃料は書かずに 1,600 円の作業代ということで皆さんよろ  
しいでしょうか。

議長 それでは、草刈作業のところは時間で 1,600 円のみとさせていただきます。

議長 そのほか、何かございますでしょうか。

議長 それでは採決をしてよろしいでしょうか。

議長 採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)

議長 はい、全員挙手により、案が成立しました。

(報告事項)

議長 それでは、報告事項 (1) 及び報告事項 (2) については冒頭に報告がありました  
ので、報告事項 (3)「農地法第 3 条の 3 の規定による届出書について」事務局より  
報告を求めます。

事務局 報告事項 (3)「農地法第 3 条の 3 の規定による届出書について」 10 件

議長 事務局からの報告が終わりました。

議長 それでは、報告事項 (4)「非農地証明申請について」事務局より報告を求めます。

事務局 報告事項 (4)「非農地証明申請について」 7 件 8 筆

議長 事務局からの説明が終わりました。

議長 それでは、報告事項 (5)「農業相談について」事務局より報告を求めます。

事務局 報告事項 (5)「農業相談について」 なし

議長 はい。事務局からの説明が終わりました。

(連絡事項)

議長 はい。それでは、連絡事項 (1)「今後の日程」について事務局から連絡をお願い  
します。

事務局 連絡事項 (1)「今後の日程」 連絡

議長 はい。それでは、事務局から何かありますか。

事務局 ・地域計画策定後の農地申請手続き等について

議長 はい。それでは委員さんの方から何か連絡する事がありますか。

議長 はい。ほかに、よろしいでしょうか。

議長 はい。ありがとうございました。これを持ちまして第 2 回世羅町農業委員会総会を  
終了いたします。

(閉会 14 時 56 分)